

建設業の入札制度等に関するご報告 (2010.10.20)

山口県議会議員・工学博士 岡村精二

(一級建築士、一級土木・一級管工事、一級造園施工管理技士)

アンケートの実施を含め、継続的に公共工事に対する積極的な予算編成と入札・契約制度の改正など、建設業における経営環境の改善に取り組んで参りました。

5月25日、山口県では公共工事について、建築工事の調査基準価格を引上げ、1億円規模の工事の場合、調査基準価格は予定価格の85%（約5%引上げ）に改正され、6月1日から実施されています。

しかしながら、電業や管工事、またコンサルなどの事業委託にかかる入札においては、依然、低価格入札の状況が続いており、大きな課題の一つです。今後も下記の課題に取り組んで参ります。

(1) 公共工事に対する積極的予算編成の要望

「道路財源の確保」「地球温暖化対策としての住宅の断熱化工事」「防災対策と、公共施設の耐震化工事の促進」「中山間地域の公共事業の果たす役割」

(2) 公共事業の県内企業への優先発注「建設業の地産地消」

(3) 予定価格の事前公表の廃止

(4) 低入札調査基準価格と判断基準額のさらなる引上げ

(5) 総合評価入札制度について

制度の簡素化、特定企業に有利にならない制度改正。

(6) 建設業における労務費単価の引上げ

(7) 技能士の活用（総合評価への加点対象に）

ご意見ご要望をお聞かせ頂ければ幸いです。微力ではありますが、業界のご発展に寄与できればと願っています。

【これまでの入札・契約制度の改善への取組み】

- 平成19年11月：アンケート調査（333社）を実施。
- 平成20年7月：調査基準価格が約82%に引上げられ、判断基準額がその3%下となり、県が方向性を示したことで、市や町も同調の動きとなりました。
- 平成21年7月：土木工事については調査基準価格が予定価格の約86%に引上げられ、判断基準額がその2%下となりました。国の調査基準価格を上回る引き上げです。しかし、建設工事については土木工事の90%という算定方式があり、調査基準価格が予定価格の79.6%程度となっており、



その後も改善を強く求めて参りました。

- 平成22年5月：建設工事については土木工事の調査基準価格算定式の90%という算定方式を改正し、土木工事（86%）とほぼ同等の85%に引き上げられました。

【土木建築部資料より】

1. 建築工事における調査基準価格の引き上げ

- 趣旨 本県の建築工事の調査基準価格は、国や中国4県と比較すると約5ポイント低い状況にある。国においては、平成20年5月に調査基準価格の算定方式が改正されていることから、本県においても国に準拠し算定を見直す。

(2) 目的、効果等

ダンピング入札の排除の徹底

【現行】
○ 調査基準価格 ・ 本県の土木工事の調査基準価格算定式×0.9
↓
【改正後】
○ 調査基準価格 国に準拠した調査基準価格の算定方式 ・ 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3 (直接工事費に含まれる現場管理費を加える↑) ※実施時期：平成22年6月1日

【参考：土木工事と建築工事の比較（1億円規模の工事の場合）】

○ 調査基準価格の推移

	H20年6月以前	H20年7月以降	H21年7月以降	今回の改正
土木工事	77%	82%	86%	86%
建築工事	78%	78%	80%	85%

○ 判断基準価格の推移

	H20年6月以前	H20年7月以降	H21年7月以降	今回の改正
土木工事	75%	79%	84%	84%
建築工事	75%	76%	78%	83%

今年6月より実施された改正により、建築工事についても、調査基準価格が土木工事と同程度の85%に引き上げられ、判断基準価格を考慮すると、他県をしのぐ水準になっています。